

令和6年5月14日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公 印 省 略)

「大阪府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」の一部改正について

日頃より本会事業に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、大阪府から別添のとおり通知がありました。

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の見直しについては、令和6年4月4日付けにてお知らせしましたところです。

今般、大阪府より、厚生労働省通知に基づき「大阪府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」の改正がなされ、本会に対して協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、大阪府から貴会あてに直接通知がなされる予定でありますことを申し添えます。

【要綱改正の概要】

肝がん・重度肝硬変の入院・外来医療費について高額療養費の基準額を超える月が過去24月で1月以上あれば申請可、2月目から助成対象とする。(令和6年4月1日から適用)

(参 考)

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-kanenshou/kanen/kangan/index.html

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kangan/index.html>

【担当事務局】

大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875